

## 細山西地区地区計画

名 称	細山西地区地区計画	
位 置	川崎市麻生区細山8丁目	
面 積	約1.7ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、小田急小田原線読売ランド前駅の北西約1.7kmに位置し、組合施行の土地区画整理事業により基盤整備が実施され、良好な低層住宅地が形成される地区である。本計画では、低層住宅地としての良好な居住環境を計画的に形成し、これを維持、保全することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、周辺住宅地と調和した閑静で緑豊かな低層住宅地として良好な居住環境の形成を図るため、一戸建ての住宅の立地を主体とし、低層住宅地としての適正な土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区内には、土地区画整理事業により道路、公園等の基盤施設が整備される。本計画では、地区内に整備される公園及び緑地についてその機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	低層住宅地としての良好な居住環境の形成及びその維持、保全を図るため、建築物等の用途の制限その他について必要な基準を設ける。
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園面積 約700m <sup>2</sup> 緑地面積 約1,500m <sup>2</sup>
	建築物等に関する事項	次に掲げる建築物以外のものは、建築してはならない。 1 住宅（3以上の住戸を有する長屋を除く。） 2 共同住宅（3以上の住戸を有するものを除く。） 3 住宅（3以上の住戸を有する長屋を除く。）で延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、次のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50m <sup>2</sup> を超えるものを除く。） ア 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 イ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。） 4 診療所（患者の入院施設を有するものを除く。） 5 公民館、集会所その他これらに類するもの 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 7 前各号の建築物に附属するもの
	垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分に設ける垣又はさくの構造は、生け垣又はフェンス等を主体とした開放性のあるものとする。

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

# 細山西地区地区計画計画図

